

## トリガ一条項凍結解除に関する総理答弁等

### ■令和4年2月25日 参議院予算委員会

- 蓮舫君 報道なんですが、公党の代表とトリガ一条項解除を約束したというのがあるんですが、約束されました。
- 内閣総理大臣（岸田文雄君） トリガ一条項については、この予算委員会等審議の場で再三質問を受ける中で、あらゆる選択肢を排除せず議論を進めますということを申し上げております。そして、その中に、あらゆる選択肢の中にトリガ一条項も含まれるというお答えをしたことは記憶をしております。
- 蓮舫君 約束はしていない。
- 内閣総理大臣（岸田文雄君） 委員会で答弁させていただいたとおりであります。

### ■令和4年2月28日 参議院予算委員会

- 浜口誠君 総理にお伺いします。トリガ一条項は法改正が必要ですので、四月からトリガ一条項を開始するためにはもう今週からいろんな準備を始める必要があると思いますけれども、準備始めていただけませんか。
- 内閣総理大臣（岸田文雄君） トリガ一条項については、予算委員会の議論の中でも申し上げているように、この再三の御質問を受ける中で、あらゆる選択肢を排除せず議論を進めると申し上げております。あらゆる選択肢、何が最も効果的なのか、こうした観点から、更なる価格高騰等にも備えておくことは重要であると思っております。そういう観点から、まずは今用意しようとしている、今週中に明らかにしようとしている激変緩和措置のこの大幅な拡充策、これを明らかにし、そして実行することが大事だと思います。そして、その上で、その先について、今申し上げたような考え方に基づいて追加の措置も準備しておかなければならぬという観点で議論を今行っている最中であります。
- 浜口誠君 準備を行っている中には、トリガ一条項の凍結解除、法改正の準備も含まれていますか。
- 内閣総理大臣（岸田文雄君） 再三、あらゆる選択肢を排除せずと申し上げております。どの政策が効果的なのか、さらにはどういった組合せが効果的なのか、そういう観点も踏まえて準備を進めていきたいと考えています。

## ■令和4年3月1日 参議院予算委員会

○森屋隆君 ・・・このトリガ一条項の凍結解除をやる、そして三月は今年度の予算の予備費で対応をして、そして四月から解除をすると、こういった約束がされたというような報道がありますけれども、この約束というのはしたんでしょうか、本当なんでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。御指摘の報道に関しては、この予算委員会の場でも御質問があり、総理から、トリガ一条項については、この予算委員会等審議の場で再三質問を受ける中で、あらゆる選択肢を排除せず議論を進めます、あらゆる選択肢の中にトリガ一条項も含まれるというお答えをした旨答弁をしたと承知をしております。総理がおっしゃったとおりであります。いずれにせよ、政府としては、エネルギー価格の急騰から国民生活や日本経済を守るために、ガソリン、軽油、灯油、重油を対象とする激変緩和措置を大幅に拡充強化するとともに、業種ごとの支援など重層的な対策を取りまとめていきたいと考えており、今週中に対策を取りまとめるべく調整を行っているところであります。

○森屋隆君 ありがとうございます。答弁はそのとおりかと思いますけれども、私がお聞きをしているのは約束をしたかどうかということで、答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。私が総理から伺っていますのは、先ほど申し上げた答弁のとおりでございます。

○森屋隆君 約束をしていないということでいいんでしょうかね。そういった答弁になるんでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。先ほど申し上げたとおりでございますけれども、私が総理からこの事案に関して伺っているのは、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

○森屋隆君 济みません。ありがとうございます。財務大臣、約束をしているんでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 今政府において、総理指示に基づいて官房長官の下で様々検討されているわけでありまして、その約束とかについては私は存じ上げていないところであります。

第1条第2項に移すことにより、内閣による職権の行使及びこれと表裏をなす国会（ひいては主権者である国民<sup>a</sup>）に対する内閣の責任とを一体として規定するものである。

## ②内閣総理大臣の国政上の位置付け

改正としては、第1条第2項に「全国人民を代表する議員からなる」（国会）という文言を挿入し、第2条第1項に「国会の指名に基いて任命された」（首長たる内閣総理大臣）と「内閣総理大臣により任命された」（国務大臣）という文言を挿入するものである。

### 2. 解説

#### （1）第1条第1項について

「職権を行う」とした理由は次のとおり。「職権を行う」とは、内閣による個々具体的な行政権の行使を、能動的にとらえた概念である。一方、「行政権の行使」は、内閣による行政権の行使を一般的、静態的にとらえた概念であると解される（3. 諸論点「論点5」参照）。「国民主権の理念にのつとり……職権を行う」とすることにより、行政権の行使が国民民主権にのつとるべきことを一般的、抽象的に述べるのでではなく、個々具体的の職権の行使についても、これが国民主権の理念にのつとつて行われるべきという、規範的意味を持つようとするものである。

#### （2）第1条第2項について

内閣の責任に関する条文は、現行第2条第2項にあるにもかかわらず、本改正では、第1条第2項に移動した。これは、第1条第1項で内閣の職権の行使が国民主権の理念にのつとるべきことを規定した上で、本項で内閣の責任を規定することにより、内閣法冒頭の同一條内で、内閣の職権とこれと表裏の關係にある責任の両方を規定することにより、行政権の行使に対する民主的統制の重要性を強調することを意図したものである。

また、現行第2条第2項は、「内閣の国会に対する連帯責任について規定しているが、同項の「国会」に「全国人民を代表する議員からなる」という文言を付

## 内閣法

### ○第1条及び第2条<sup>b</sup>（国民主権の理念）

（条文案）

第一条 内閣は、国民主権の理念にのつとり、<sup>c</sup>日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。<sup>d</sup>

第二条<sup>e</sup> 内閣は、行政権の行使<sup>f</sup>について、全国民を代表する議員からなる<sup>g</sup>国会に對し<sup>h</sup>連帶して責任を負う。

第二条 内閣は、国会の指名に基いて任命された<sup>i</sup>首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された<sup>j</sup>国務大臣をもつて、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特に必要がある場合においては、この数を十七人以内とすることができる。

（現行） 第一条 内閣は、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行なう。

第二条 内閣は、首長たる内閣総理大臣及び二十人以下の国務大臣を以て、これを組織する。

2 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

## 質問主意書

### 質問第一六号

#### 憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十二月二十六日

小西 洋之

参議院議長 山崎 正昭 殿

#### 憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問主意書

- 一 憲法前文における「日本國民は、（中略）政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」の文言の趣旨について最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。
- 二 憲法前文における「日本國民は、（中略）政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」の文言の趣旨について最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。
- 三 憲法前文における「日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という文言の趣旨について最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。
- 四 憲法前文における「われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という文言の趣旨について最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。
- 五 憲法前文における「われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という文言の趣旨について最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。また、当該文言は、いわゆる平和主義には何ら関係するものではないと政府は考えているのか。「何ら関係がない」と考える場合は、その理由について説明されたい。
- 六 憲法前文の「そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」との文言における「かかる原理」とは何かについて最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。また、「一切の憲法（中略）を排除する」の「一切の憲法」には政府が憲法解釈の変更を行つたところの新しい憲法規範も含まれると解してよいか。憲法解釈の変更によるものは含まれないと考える場合にはその理由について詳細に説明されたい。また、「排除する」との文言の法的効果については、「法的に無効となることを意味する」ものと解してよいか。当該法的効果について具体的かつ網羅的に説明されたい。

七 憲法前文の「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他國と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。」という文言の趣旨について最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。

八 憲法前文の「日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」という文言の趣旨について、特に、「この崇高な理想と目的」という文言の意味について具体的かつ網羅的に示しつつ、最大限に具体的かつ詳細に説明されたい。

右質問する。

## 答弁書

答弁書第一六号

内閣参質一八八第一六号  
平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対する答弁書

### 一について

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がその立場に立つことを宣言したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

### 二について

お尋ねの憲法前文の箇所のうち、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」の趣旨は、戦争の主体が国家である、戦争を起こすことの決定は国政の運用に当たる国家機関によってなされるということに着目し、かつて体験したような戦争の惨禍が起こることがないようにするという日本国民の固い決意を表明したところにあると考えられ、これは憲法の基本原則の一つである平和主義を強調したものであり、また、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」の趣旨は、過去の戦争が国家機関の手によって行われ、その惨禍を日本国民が等しく受けたということに着目し、国民主権を確立することにより、過去のそのような例が起こることがないようにするという固い決意を表明したものであると解している。

### 三から五までについて

お尋ねの憲法前文第二段の趣旨は、我が国が平和主義及び国際協調主義の立場に立つことを宣明したものと解している。また、憲法前文第二段第一文に規定する「人間相互の関係を支配する崇高な理想」とは、友愛、信頼、協調というような、民主的社會の存立のために欠くことのできない、人間と人間との関係を規律する最高の道徳律をいい、同文に規定する「深く自覚する」とは、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚した結果、自ら進んで決意したことを示したものであり、憲法前文第二段第三文に規定する「恐怖と欠乏」とは、「平和のうちに生存する

権利」の言わば対極にある戦争によってもたらされる様々な惨禍などをいうものと解している。

#### 六について

お尋ねの「かかる原理」とは、「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」という部分を受けており、「この憲法は、かかる原理に基くものである。」と規定することにより、日本国憲法が、国民主権の原理や間接民主制を採用していることを明らかにしていると解している。

また、御指摘の「憲法解釈の変更を行ったところの新しい憲法規範」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お尋ねの「「一切の憲法」には政府が憲法解釈の変更を行ったところの新しい憲法規範も含まれると解してよいか」についてお答えすることは困難である。

さらに、お尋ねの「「排除する」との文言の法的効果」については、法規範としては、一般的に言えば、憲法の個々の条文が重要な意味を持つものであり、他方、憲法前文は、それぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つものと解している。

#### 七について

お尋ねの憲法前文第三段の趣旨は、我が国が国家の独善主義を排除し、国際協調主義の立場に立つことを宣言したものと解している。

#### 八について

お尋ねの憲法前文第四段の趣旨は、憲法前文全体でうたわれている理想と目的を達成することを誓うものであると解している。

## 核共有（ニュークリアシェアリング）、非核三原則、核抑止 関係答弁

### ■第 208 回国会 参議院 予算委員会 令和 4 年 2 月 28 日

○内閣総理大臣（岸田文雄君） この御指摘のニュークリアシェアリングという課題ですが、その中身について、平素から自国の領土に米国等の核兵器を置き、有事には自国の戦闘機等に核兵器を搭載運用可能な体制を保持することによって自国の防衛のために米国の抑止力を共有する、そういういった枠組みを想定しているものであるとしたならば、これは、今外務大臣から申し上げたように、この非核三原則を堅持するという我が国の立場から考えて、これは認められないと認識をいたします。

### ■第 80 回国会 衆議院 本会議 昭和 52 年 4 月 7 日

○内閣総理大臣（福田赳夫君） …最後に、この際、非核三原則について、またはつきり申し述べよというお話をございますけれども、これは申し上げるまでもありません。これは憲法に似たわが国の国是でありますから、この点はひとつ御安心願いたい、かように存じます。

### ■第 84 回国会 参議院 予算委員会 昭和 53 年 3 月 11 日

○国務大臣（福田赳夫君）〔内閣総理大臣〕 …それからまた、非核三原則という政策、これは非常に尊厳なる政策、憲法にも似た重みを持った政策であるというふうに考えられる政策、そういうようなことからいたしまして、この核兵器は政策的にまた条約的、法律的にこれを保有してはならない、このように考えております。

### ■第 165 国会 衆議院 國際テロリズムの防止及び我が國の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会 平成 18 年 12 月 20 日

○塩崎国務大臣〔内閣官房長官〕 …我が国はずっと非核三原則を言ってみれば国是として守ってきたことであり、またこれからも守るということあります。これを守るということが国益に合致しているというふうに考えております。

### ■第 118 国会 参議院 内閣委員会 第 10 号 平成 2 年 6 月 21 日

○政府委員（松浦晃一郎君）〔外務省北米局長〕 私は先ほどの答弁で核の問題には触れておりませんで、先生から核の問題に関しまして御質問ございましたので、改めて日本政府の立場を申し上げますけれども、安保条約上、艦船によるものを含めまして核兵器の持ち込みが行われます場合にはすべて事前協議の対象となることになっております。また、核の持ち込みについての事前協議が行われた場合は、政府としては常にこれを拒否するという考え方でございますので、非核三原則を堅

持するとの我が国の立場は十分確保されているというふうに考えております。核持ち込みの事前協議が行われない以上、米国による核持ち込みがないことについては何らの疑いも持っておりません。

■第103回国会 衆議院 外務委員会 第4号 昭和60年12月13日

○藤井(宏) 政府委員〔外務省北米局長〕 我が国は、核の脅威に対して我が国を維持するために、安保条約に基づいて米国の核抑止力に依存しておるわけでございます。米国の核兵器が我が國の防衛のために使用されるという可能性があるという事実自体が、我が国に対する核攻撃あるいはその脅威を未然に防止する、抑止するという力になつていることを意味するわけでございます。しかし、このことと日本に米国の核兵器を持ち込むこととはおのずから別個の問題でございまして、このような米国の核抑止力が働く上で米国の核兵器が日本の領域内に存在している必要はございません。したがいまして、米国の核抑止力に依存するということと核を持ち込ませずということとは、矛盾いたさないというふうに考える次第でございます。

■第77回国会 参議院 予算委員会 第9号 昭和51年5月7日

○国務大臣(宮澤喜一君) [外務大臣] ・・・私どもは、わが国に核攻撃が加えられる危険というものに対して米国の核の抑止力が働くということの意味合いは、即わが国の領土、領海内に核兵器が持ち込まれなければならないというふうには考えていないということでございます。それはなぜかと申しますと、わが国に核攻撃を加えようと思図する国は、恐らくその国自身が核攻撃の報復に遭うということのゆえにそれを思いとどまるのがデーターレントであると思いますので、したがいまして、今日のように長距離の核兵器が十分に精度を持っているというときににおいては、わが国に核攻撃を加えようとする意図を持つ国は自分自身が核攻撃を受けるという危険を覚悟しなければならないというのが抑止力でございますから、そのこと自身は、わが国の中に核兵器がなければ実現しないということではないというふうに考えます。

■第75回国会 衆議院 外務委員会内閣委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会 第1号 昭和50年6月16日

○宮澤国務大臣 [外務大臣] ・・・私どもは、わが国に置かれました地勢学的なあるいは地理学的な位置からしまして、いわゆる戦術核兵器というものはわが国に持ち込まれる必要はないし、現に持ち込まれていない、そういうことでございますから、わが国は核のかさというのは恐らくは戦略的な核兵器を意味する、その抑止力ということになるであろうと思います。そういたしますと、それはもともとわが国に持ち込まれる必要のない性格のものでございますから、その間に矛盾はないものというふうに私どもに考えておるわけでございます。

## 質問主意書

質問第四八号

岸田政権の新型コロナウイルス感染症の第六波の対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十月十四日

小西 洋之

参議院議長 山東 昭子 殿

岸田政権の新型コロナウイルス感染症の第六波の対策に関する質問主意書

- 一 岸田政権は、新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大（第六波）はいつ頃に生じると考えているのか。
  - 二 第六波においては、本年四月以降にワクチン接種を受けた高齢者のワクチン抗体が減衰し、多数の高齢者が新型コロナウイルスに感染し、中等症や重症等に至るのではないかと危惧するが、政府もそのような認識にあるか。また、政府は何時頃から高齢者に対する第三回目のワクチン接種を開始するつもりであるのか。
  - 三 岸田総理は、第三回目のワクチン接種を早ければ本年十二月から実施する旨を答弁しているが、この十二月の実施は、医療従事者及び高齢者の双方への接種を開始するものであるのか。あるいは、まずは医療従事者のみから接種していくものであるのか。
  - 四 一般に冬は感染症の流行期であり、昨年も十二月に第三波の感染拡大が生じたところ、本年の十二月以降やそれ以降に高齢者に対して第三回目のワクチン接種を行うのであれば、第六波の感染拡大に間に合わず、多くの高齢者がデルタ株等の新型コロナウイルス感染症によって生命の危険にさらされるのではないか。
- また、この危険に対して、政府はどのようなワクチン政策によってこれを防ごうとしているのか。
- 五 岸田総理は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療体制構築に係る第五波の課題について、「コロナ病床が十分に稼働しなかったことなど」としか所信表明演説に対する代表質問において述べていないが、この「など」には第五波が生じる前に大規模な軽症や中等症患者のための大規模な新設の臨時病院の設置などができなかったことは含まれるのか。
  - 六 岸田総理の所信表明演説での「医療資源確保のための法改正」とは具体的にどのような内容を企図しているのか。また、この法改正によって、新型コロナウイルス感染症に対処するどのような医療の提供体制（大規模な新設の臨時病院等）を構築しようとしているのか。
  - 七 前記六について、「医療資源確保のための法改正」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法における医療従事者等への協力要請等の措置では、新型コロナウイルス感染症に対処する適切な医療提供体制の構築が困難であるとの認識に基づくものであるのか。なお、そもそも、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条に定める医療関係者への要請は新型コロナウイルス感染症に適用可能と考えて

出典：第205回国会（臨時会）参議院議員 小西洋之君提出（令和3年10月14日）岸田政権の新型コロナウイルス感染症の第六波の対策に関する質問主意書（質問第四八号）より  
小西洋之事務所作成 令和4年3月7日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

## 答弁書

内閣参質二〇五第四八号  
令和三年十月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出岸田政権の新型コロナウイルス感染症の第六波の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出岸田政権の新型コロナウイルス感染症の第六波の対策に関する質問に対する答弁書

### 一、二の前段及び四について

お尋ねの「新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大」が生じる時期を予測することは困難であると考えており、御指摘の「第六波」を前提としたお尋ねについて、お答えすることは困難である。

### 二の後段及び三について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における三回目の接種（以下「三回目接種」という。）については、令和三年九月十七日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、「接種間隔、対象者、使用ワクチンに関しては、さらに検討をする」とされたところである。政府としては、三回目接種の在り方について引き続き検討しているところであり、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。

### 五について

御指摘の「新型コロナウイルス感染症に対処する医療体制構築に係る第五波の課題」には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設も含めた新型コロナウイルス感染症に対応する病床を十分に確保できなかつたこと等が含まれると考えている。

### 六について

お尋ねについては、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を徹底的に分析した上で決定することとしており、現時点でお答えすることは困難である。

### 七について

「医療資源確保のための法改正」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法における医療従事者等への協力要請等の措置では、新型コロナウイルス感染症に対処する適切な医療提供体制の構築が困難であるとの認識に基づくものであるのか」とのお尋ねについては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法における医療従事者等への協力要請等の措置」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条に定める医療関係者への要請は新型コロナウイ

ルス感染症の第六波の対策に関する質問に対する答弁書（内閣参質二〇五第四八号）より小西洋之事務所作成 令和4年3月7日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

### 3回目ワクチン接種 間隔8か月、6か月を巡る経緯(政府ホームページ、報道から抜粋)

#### ●2021年11月15日 厚労省科学審議会・予防接種ワクチン部会

2回目接種完了から概ね8か月以上。6か月以上ということも接種可能であるということを明確にさせた。地域の感染状況等を踏まえまして、自治体の判断によりまして、8か月より前に追加接種を実施する場合においては、薬事承認の内容を踏まえ、6か月以上の間隔をあける

#### ●2021年11月16日 12:40~ 後藤厚生労働大臣会見

原則は8か月です。ただしワクチンの、地域の感染状況とか、クラスターが発生しているとか、そういう非常に特殊な状況の場合には、市町村にこちらとも相談をしていただいたところで、例え6か月後に接種した場合であっても、例えは被害者救済規定だとか、臨時接種としての公費100%の支出だとか、そうした意味での予防接種法に基づく接種としての取扱いを変えることはないということを申し上げているのであって、これは決して接種間隔を自由に地域の判断に応じて8か月を6か月に前倒しするということを認めるものではないということあります。

#### ●2021年11月16日 堀内ワクチン担当大臣会見

6カ月というのは地域の感染状況等を踏まえた例外的な取り扱いになるというふうに理解しております。現在の感染状況等では、自治体は6カ月間隔を前提に準備をする必要はないというふうに受け止めております。現在の感染状況等では、自治体は8カ月間隔を前提に準備をしていただきたいというふうに思っております。

#### ●2021年11月16日 18:21~

岸田首相が、後藤厚労大臣と堀内ワクチン担当大臣と首相官邸で面談

午後6時21分から同7時2分まで、後藤茂之厚生労働相、堀内詔子ワクチン担当相、藤井健志官房副長官補、厚労省の吉田学事務次官、佐原康之健康局長。(時事通信首相動静より)

#### ●2021年11月26日 15:05~

岸田首相が、後藤厚労大臣と堀内ワクチン担当大臣と首相官邸で面談

午後3時5分から同23分まで、後藤茂之厚生労働相、堀内詔子ワクチン担当相、吉田学厚労事務次官。(時事通信首相動静より)

面談内容) ワクチンの2回目との間隔を、原則の8か月以上から例外的に6か月に短縮できる対象について意見を交わした。(NHKニュース)

#### ●2021年11月26日 後藤厚労大臣会見(首相と面談後のぶらさがり会見)

ワクチン2回目との間隔を6か月に短縮できる対象について、まずはクラスターが発生した医療機関や高齢者施設の関係者などに限定するよう、自治体に通知したことを明らかにした(NHKニュース)

## 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像

令和3年11月12日  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 基本的考え方

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。
- このため、デルタ株への置き換わりなどによる今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍(※)となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- その上で、感染力が2倍を大きく超え、例えば感染力が3倍(※)となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずる。

(※)「感染力が2（3）倍」とは、若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が今夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化などによる、「今夏の実質2（3）倍程度の感染拡大が起こるような状況」のことである。

### 1. 医療提供体制の強化

- (1) 病床の確保、臨時の医療施設の整備（数値は11月11日時点のもの）
- 入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。

今夏の各都道府県のピーク時においては最大約2.8万人の入院が必要となつたが、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、ワクチン接種の進展等による感染拡大の抑制効果等も勘案しつつ、以下

(照会事項)

本年に発出された新型コロナウイルス感染症に係る医療体制や検査体制の構築に関する行政通知（事務連絡等）について、その発出の根拠となる法律は何か。

- 新型コロナウイルス感染症についての医療体制や検査体制に関する事務連絡等は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言である。

(参考) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）(抄)

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

官 報 (号 外)

しかし、楽観視はできません。危機対応の要請は、常に最悪の事態を想定することです。感染が落ち込んでいる今こそ、様々な事態を想定し、徹底的に安心確保に取り組みます。与えられた権限を最大限活用し、病床と医療人材の確保、在宅療養者に対する対策、徹底いたします。

希望する全ての方への二回のワクチン接種を進め、さらに、三回目のワクチン接種も行えるよう、しっかりと準備をしていきます。経口治療薬の年内実用化を目指します。あわせて、電子的なワクチン接種証明の積極的活用、予約不要の無料検査の拡大を取り組みます。

これらの安心確保の取組の全体像を早急に国民にお示しするよう関係大臣に指示をいたしました。国民の皆さんのが先を見通せるよう、丁寧に説明してまいります。

同時に、これまでの対応を徹底的に分析をし、何が危機管理のボトルネックだったのかを検証いたします。そして、司令塔機能の強化や人流抑制、医療資源確保のための法改正、国産ワクチンや治療薬の開発など、危機管理を抜本的に強化いたします。

国民の協力を得られるよう経済支援を行うことも大切です。大きな影響を受ける事業者に対し、地域、業種を限定しない形で事業規模に応じた給付金、支給します。新型コロナの影響により苦しんでおられる非正規、子育て世帯など、お困りの方々を守るために給付金などの支援も実行していきます。

次に、私の経済政策について申し上げます。マクロ経済運営については、最大の目標であるデフレからの脱却、成し遂げます。そして、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進、努力します。

新自由主義的な政策については、富める者と富まる者との深刻な分断を生んだといった指摘が指摘をされています。世界では、健全な民主主義の中核である中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業として政府が大胆な投資をしていく、こうした新しい時代の資本主義、資本主義経済を模索する動きが始まっています。

今こそ、我が国も新しい資本主義を起動し、実現していくうではありませんか。

成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓、これがコンセプトです。

成長を目指すことは極めて重要であり、その実現に向けて全力で取り組みます。しかし、分配なくして次の成長はなし、このことも私は強く訴えます。

成長の果実をしっかりと分配することで初めて次の成長が実現します。大切なのは成長と分配の好循環です。成長が分配かという不毛な議論から脱却し、成長も分配も実現するために、あらゆる政策を総動員いたします。

新型コロナで我が国の経済社会は大きく傷つきました。

一方で、これまで進んでこなったデジタル化が急速に進むなど、社会が変わっていく確かな予感が生まれています。今こそ、科学技術の恩恵を取り込み、コロナとの共生を前提とした新しい社会をつくり上げていくときです。

この変革は地方から起ります。

地方は高齢化、過疎化などの社会課題に直面し、新たな技術を活用するニーズがあります。例えば、自動歩行による介護先への送迎サービス

や  
面過の自動化  
・モード技術を活用した便箋化  
方、農業や鋸光産業でのデジタル技術の活用で  
たわくわくする未来社会をつくるうではありませんか。  
ピンチをチャンスに変え、我々が子供の頃夢見た  
長戦略として分配戦略です。  
まず、成長戦略の第一の柱は、科学技術立国の  
実現です。  
学部や修士・博士課程の再編、拡充など科学技  
術分野の人才培养を促進します。世界最高水準の  
研究大学を形成するため、十兆円規模の大学ファ  
ンドを年度内に設置いたします。デジタル、グ  
リーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙など、先  
端科学技術の研究開発に大胆な投資を行います。  
民間企業が行う未来への投資を全力で応援する税  
制、実現していきます。  
また、イノベーションの担い手であるスタート  
アップの徹底支援を通じて、新たなビジネス、産  
業の創出を進めます。  
そして、二〇五〇年カーボンニュートラルの実  
現に向け、温暖化対策を成長につなげるクリーン  
エネルギー戦略を策定し、強力に推進いたしま  
す。

第二の柱は、地方を活性化し、世界とつながる  
デジタル田園都市国家構想です。  
地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の  
波を起こし、地方と都市の差を縮めていきます。  
そのために、5Gや半導体、データセンターなど  
デジタルインフラの整備を進めます。誰一人  
取り残さず、全ての方がデジタル化のメリットを  
享受できるよう取り組みます。

第三の柱は、経済安全保障です。  
新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保、

既構造を実現いたします。強制なサプライチェーンを構築し、我が国の経済安全保障を推進するための法案、策定いたします。

第四の柱は、人生百年時代の不安解消です。将来への不安が消費の抑制を生み、経済成長の阻害要因となっています。

兼業、副業、あるいは学び直し、フリーランスといった多様で柔軟な働き方が拡大しています。大切なのは、どんな働き方をしてもセーフティネットが確保されるということです。働き方に立的な社会保障や税制を整備し、労働者皆保険の実現に向けて取り組みます。

人生百年時代を見据えて、子供から子育て世代、お年寄りまで、全ての方が安心できる全世代型社会保障の構築、進めてまいります。

次に、分配戦略であります。

第一の柱は、働く人への分配機能の強化です。企業が長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も取引先も恩恵が受けられる三方よしの経営を行なうことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めてまいります。

政府として、下請取引に対する監督体制を強化し、大企業と中小企業の共生共榮、目指します。また、労働分配率の向上に向けて、賃上げを行う企業への税制支援を抜本強化いたします。

第二の柱は、中間層の拡大、そして少子化対策です。

中間層の拡大に向け、成長の恩恵を受けられない方々に対しても、国による分配機能を強化いたします。

大学卒業後の所得に応じて出世払いを行う仕組みを含め、教育費や住宅、住居費への支援を強化し、子育て世代を支えていきます。

保育の受皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援を

出典：参議院会議録第二号（その二）国務大臣の演説に関する件（令和3年10月8日）より  
小西洋之事務所作成 令和4年3月7日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

## 現行の感染症法等における課題・論点



令和3年12月17日  
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

### (1) 病床・医療人材等の確保

#### 主な課題（案）

（課題1）

- 感染症対策に当たっては、厚生労働大臣が策定する基本方針に即して都道府県が定める予防計画を基に実施されるが、国・地方を通じて、行政による新型コロナウイルス感染症のような有事を想定した事前の具体的な計画を策定する仕組みがなかった。
- 人材・設備など患者を受け入れ可能な病床に関する医療機関と自治体の認識共有が進まなかつた。
- 新型コロナウイルス感染症以外の通常医療との両立を含めた地域の医療機関間の役割分担が明確ではなかつた。

（課題2）

- 各医療機関では、日々の診療との関係において対応が難しい面があつた。事実上、緊急包括支援交付金などの財政支援を行い、病床・人材確保等に関して医療機関の任意の協力に頼らざるを得なかつた。

（課題3）

- 有事において医薬品、医療機器、個人防護具等の物資やワクチン接種等のための人材の確保に支障が生じた。

#### 論点（案）

- 1 行政機関、医療機関等においては、有事への対応のため平時からの綿密な準備が必要ではないか。
- 2 財政支援の予見可能性の向上、平時の備えから有事までの国や自治体の権限の強化が必要ではないか。
- 3 有事において物資や人材の確保が円滑に行われる仕組みを整備することが必要ではないか。

出典：厚生労働省「現行の感染症法等における課題・論点（令和3年12月17日）」より  
小西洋之事務所作成 令和4年3月7日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

## (2) 自宅療養者・宿泊療養者への対応

### 主な課題（案）

- 健康観察や医療（外来医療、在宅医療）に関する都道府県（保健所設置市・特別区）の役割や責任が法令上不明確。
- 感染急拡大時に保健所の体制がひっ迫してしまった。地域の医療機関との連携した医療支援も十分でなかった。
- 都道府県は、必要に応じて、住民に身近な市長村と連携して自宅療養者・宿泊療養者への生活支援を行うこととされているが、支援が可能な市町村との情報共有や協力連携が進まなかつた。
- 宿泊療養施設の確保や活用が進まなかつた。



### 論点（案）

- 自宅療養者や宿泊療養者に対して、健康観察や医療（外来医療、在宅医療）が適切に確保・提供される体制を整備することが必要ではないか。

2

## (3) 国・地方の連携・役割分担について

### 主な課題（案）

（課題1）

- 検査の目詰まり、病床や宿泊療養施設の確保など、国の方針を迅速に地方（都道府県、保健所設置市・特別区）に徹底する手法がなかつた。
- 国・地方間で迅速・統一的な情報の共有が進まなかつた。

（課題2）

- 都道府県、保健所設置市・特別区間の意思疎通・情報共有を円滑に行うための法令上の仕組みがなく、広域的な対応が適切に行われない事例（市区の取組や状況を都道府県が把握できない、入退院等の運用に関する方針が一致しない等）があつた。

（課題3）

- 患者である住民への生活支援のほか、一般住民への情報提供や相談対応などについて、市町村（保健所設置市以外）の役割が法令上不明確。



### 論点（案）

- 1 国の権限・関与の強化が必要ではないか。また、自治体や医療機関をつなぐ国的情報基盤を強化することが必要ではないか。
- 2 都道府県と保健所設置市・特別区間の連携確保や、都道府県の権限・関与の強化が必要ではないか。
- 3 有事における基礎的自治体としての市町村の役割の拡大や明確化が必要ではないか。